

「特例措置」を利用した株式贈与

池田泉州銀行
ソリューション営業部長
ほうのき けんご
朴木 健吾



中小企業庁は、日本の総企業数の99.7%を占める中小企業が、経営者の高齢化や後継者未定によって廃業することを懸念し、円滑な事業承継のための支援対策を積極的に打ち出しています。その一つが、承継時の税負担を事実ゼロ(要件あり)にする「事業承継税制」の「特例措置」です。

この措置は、2018年から2027年の10年間限定で、従来の「一般措置」よりもメリットが受けやすく、また、使いやすくなりました。今回は「特例措置」を活用した株式贈与に取り組み始めた親族内承継の事例を紹介します。

利用が進まなかった「一般措置」

2009年に導入された「事業承継税制(一般措置)」は、中小企業の後継者が一定の要件を満たした場合、株式などの相続や贈与で納めるべき税金が猶予される制度です。この猶予された税金は、その次

の世代に贈与された場合などは免除されるため、実質はゼロ(要件あり)となります。

そのため、多数の中小企業が利用すると思われましたが、適用件数はそれほど多くはありませんでした。不人気の理由は、満たすべき要件の厳しさでした(図1)。

10年間限定「特例措置」が導入

「事業承継税制(一般措置)」の利用者が少ないことから、国では2018年1月〜2027年12月末の10年間限定という条件を設けて「特例措置」を導入しました。これにより、対象の株式数が最大2/3から全株式へ、納税猶予の割合は贈与も相続も100%に、また、雇用確保要件が弾力化されるなど、内容が拡充されました(図1)。

2023年度末までに

特例承継計画の提出を

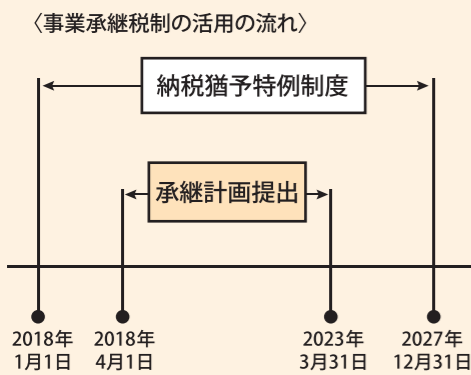
「特例措置」による贈与や相続

(図1) 特例措置と一般措置の比較

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	5年以内の特例承継計画の提出 〔平成30年4月1日から令和5年3月31日まで〕	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 〔平成30年1月1日から令和9年12月31日まで〕	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与:100% 相続:80%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	あり	なし
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から20歳以上の者への贈与	60歳以上の者から20歳以上の推定相続人(直系卑属)・孫への贈与

(出所) 国税庁ホームページ

(図2) 特例措置と特例承継計画提出の期間



事例紹介 No.5

「特例措置」を利用し 家族内承継で株式を贈与

社長交代後も株式の承継が進まず
A社は、設立50年を迎える従業員15名の繊維加工業である。創業者の会長は80歳で、長男の社長は50歳で、社長交代は10年ほど前に終えていた。

社長交代後も業績は堅調に推移し、内部留保も潤沢であった。加工する商品は家庭用品であったため、新型コロナウイルス拡大の影響もほとんど受けていない。

このように右肩上がりの業績で株価が上昇していたこともあり、株式の譲渡は思うように進まず、会長とその妻が全株式の80%を保有したままの状況が続いていた。

特例措置による承継を選択

株価高騰時の贈与や相続は、後継者の税負担を大きくする。かねてより、長男への株式承継を検討していたA社は、池田泉州銀行の支店担当に相談した。

その後、支店担当からの情報連携により池田泉州銀行ソリューション営業部がA社を訪問。株価の

の期間は、先述したように2027年12月末までですが、その前に「特例承継計画(※)」を策定し、「認定経営革新等支援機関」の見等を記載したうえで、2023年3月31日までに都道府県知事に提出し、確認を受ける必要があります(図2)。

約2年後に迫るこの締切を過ぎた場合は、「一般措置」での承継となってしまう。そこで、同計画の策定・提出・確認を済ませておこうという企業が増えていきます。

その大きな理由には、主に次の2点があります。

①計画書を提出しても、「事業承継税制の特例措置」を必ず利用する必要は無く、あくまでも選択肢の一つとして検討できること。

②スムーズな事業承継をした場合は、次世代においても自社株に対して、贈与税・相続税の猶予が受けられること。

試算結果を元に「事業承継税制」の特例措置(図3)のほか、持株会社での買い取りなど、いくつかの事業承継計画を提案した。

これを受けてA社は、株価の上昇を改めて認識し、先延ばしするリスクを痛感した。そこで、ソリューション営業部支援のもとで「特例承継計画」を策定することに決めた。その後、銀行が「認定経営革新等支援機関」でもあることから、同計画への所見記入・押印を実施。A社は同計画を所在地の知事に提出し、その後確認を得ている。

猶予打ち切りの留意点も含めて検討

「事業承継税制」は「一般措置」「特例措置」ともに、あくまで猶予である。猶予要件を外れると、納税が必要となるが、ソリューション営業部はA社に対し、こうした考慮すべき点も伝え、A社はそれを理解し、約2年後に提出期限が迫った「特例承継計画」の策定・提出・確認を済ませることにした。

なお、「特例承継計画」記載の後継者変更だけでなく、そもそもの「事業承継税制」の利用の取りやめも、実際に措置を受ける前であれば可能である。

※特例承継計画は代表者や後継者の氏名のほか、株式等を後継者が取得するまでの、また、承継した後5年間の経営の見通しなどをまとめた計画書。

コロナ禍は承継の好機

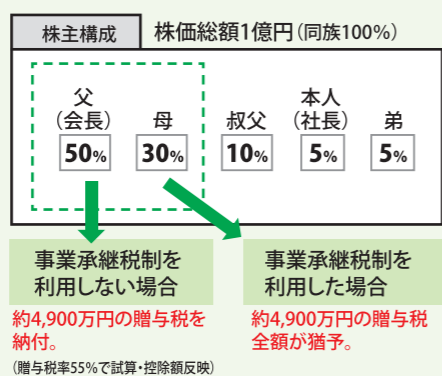
贈与や相続する株式の価格は、非上場の場合、「類似業種比準方式」か「純資産価額方式」、あるいは両方を併用して評価します。これらの方法で算出した株価が、コロナ禍などで下がっている場合は、贈与税や相続税も安くなります。

こうした税金は、「事業承継税制」の適用を受けた場合は猶予されますが、認定が取り消されると税金が課されます。この場合の納税は猶予された時点の株価が採用されるため、やはり株価は一時的に値下がりしているときのほうが、有利になります。

分散株式の集約にともなう好機

A社では、会長の兄弟が株式の10%を、社長の弟が同5%を保有している。両者ともA社の経営には参画していないため、「特例承継計画」の策定を機に、これらの集約も検討を進めている。

(図3) A社の株式贈与方法の違い (事業承継税制利用の有無)



当事例のポイント

- A社が、自社株について株価を知り、贈与税や相続税の納税額について正確に把握されたこと。
- 「特例措置」を知り、「特例承継計画」の期間内に確認が受けられたこと。
- 「特例承継計画」の作成を機に、株式の集約など、承継を一步前に進められること。